

品目別試料採取基準

平成 24 年 4 月 23 日 施行
平成 24 年 6 月 26 日 一部改正
福 島 県 農 林 水 産 部

「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」(以下「実施方針」という。)に基づく、品目別試料採取基準は以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

原則として、対象品目の選定や検査の頻度、検査の区域の考え方については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(原子力災害対策本部、平成 24 年 3 月 12 日)」に基づくこととする。

また、関係省庁により品目別の調査計画の考え方が示されている場合には、これに配慮することとする。

2 対象区域

実施方針の 3 に基づきモニタリングの対象品目となる出荷・販売用の農林水産物が生産または採捕等が可能な市町村とする。

3 検査対象

- (1) 県内で生産、または県内の生産者により生産または採捕等(以下、「生産等」という。)された農林水産物とし、出荷・販売を目的としたものを検査対象とする。
- (2) 出荷・販売に供することが可能な形態・品質を有するもの、または出荷・販売時に同様の形態・品質を有することが確実と見込まれるものとする。
- (3) 生産等されたものについては、栽培管理が適切に行われ履歴が明らかなものとする。
また、採捕等されるものについては、採捕地点等の情報が明らかなものとする。
- (4) 生産等されたほ場、集出荷施設、と畜場等から採取する。
また、海産水産物については、漁船または調査船により捕獲したものを採取する。
- (5) 原則として、施設・畑地を利用して栽培されたものは、野菜・果実に分類し、自然発生したものは、山菜類とする。

4 採取点数

ほ場等で生産等される品目については、原則として市町村毎に 1 点以上を採取する。

ただし、採取単位の基本となる区域については、旧市町村(以下、「旧市町村」という。)等、市町村を細分化した区域を単位となるように努めるとともに、対象品目の作付面積や生産者数、出荷・販売等の実態を勘案し決定する。

5 品目別試料採取基準

(1) 穀類

ア 対象品目

(ア) 米、麦類、大豆、そば、小豆、雑穀 等

(イ) (ア)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

(ア) 米については、出荷時期に原則として毎日検査を行う。

(イ) 米以外の穀類については、次項に定める点数を出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取点数

(ア) 以下の品目について、品目別に定める採取点数の基礎となる単位毎に各1点以上を採取する。

また、県内農地の土壌分析結果や空間放射線量を考慮して採取点数を増加させることとする。

(イ) 対象品目の取扱い集団（生産または集荷団体等）が同一市町村に複数ある場合には、取扱い集団毎に各1点以上とする。

米

平成23年産米の放射性セシウム調査の結果等を勘案し、以下の検査方法について検査対象区域毎に検査点数を決定する。

なお、検査の方法及び点数については、関係省庁と協議し別途決定する。

a 全量全袋検査

事前出荷制限された区域及び旧緊急時避難準備区域で生産された全ての米について原則30kgの米袋単位で検査を実施する。

b 一般検査

aの対象区域を除く区域を対象に地域の作付面積及び平成23年産米の検査結果等に応じ検査点数を別途設定して実施する。なお、平成23年産米の検査結果で100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された農家が生産した米については、全袋検査を実施する。

麦類

麦類の出荷集団（ロット）を単位として採取する。採取点数については、関係省庁と協議し別途決定する。

大豆、そば、小豆、雑穀

採取方法及び採取点数については、別途決定する。

エ 月別採取計画（4～6月）

別表のとおり。

（2）野菜・特産

ア 対象品目

(ア) 野菜指定産地や特定野菜、県単青果物価格補償対象品目等本県の主力品目。

アスパラガス、イチゴ、キュウリ、グリーンピース、サヤインゲン、サヤエンドウ、シュンギク、スナップエンドウ、ダイコン、タラノメ、ツルムラサキ、トウモロコシ、トマト、ミニトマト、ナス、ニラ、ネギ、葉ネギ、花ワサビ、

バレイショ（ジャガイモ）、ピーマン、ブロッコリー、ハウレンソウ、モロヘイヤ

(イ) (ア)のほか、摂取量の多い品目や地域の特産野菜等。

カブ、カボチャ、キャベツ、コマツナ、サツマイモ、サトイモ、タマネギ、

ニンジン、ハクサイ、レタス 等

(ウ) 出荷制限品目や平成23年度の検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目。

エゴマ、セリ、チンゲンサイ、生茶葉、畑ワサビ、フキノトウ、ミョウガ、ラッキョウ 等

(I) (ア)～(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

野菜・特産については、次項に定める点数を原則として収穫期間中毎週3回以上検査を行う。

ウ 検査対象市町村等の設定

検査対象を以下の2つに区分し、区分毎に検査方法及び試料採取方法を分けて実施する。

(ア) 事前確認検査

a 検査の時期

収穫前

b 検査対象品目

a) 特定避難勧奨地点を含む一定の区域及び環境放射線モニタリング詳細調査が実施された区域を含む市町村において生産される全品目

b) 平成23年度の検査結果で、100Bq/kgを超えた品目

c 検査対象区域(市町村)

a) 特定避難勧奨地点を含む一定の区域及び環境放射線モニタリング詳細調査が実施された区域

b) 平成23年度の検査結果で、100Bq/kgを超えた品目を生産する全市町村

b及びcについては、別紙1参照。

d 採取時期及び採取点数

収穫の概ね10～14日前に検体を採取し、放射性セシウム濃度を検査し、収穫の可否を判断する。収穫が可能となった区域及び品目については、一般検査を実施する。

採取点数は、昭和38年1月1日現在の旧市町村単位に各2点以上とし、作付面積1ha毎に1点以上を追加する。なお、別紙1の下段の市町村のうち、平成23年度の検査結果が100Bq/kgを超えなかった市町村においては、市町村単位で、原則、3点以上とする。

(イ) 一般検査

a 検査の時期

出荷前

b 検査対象品目

上記アのとおり

ただし、事前確認検査で実施した区域において100Bq/kgを超えた品目については、収穫の自粛を要請するため、一般検査は行わない。

c 検査対象区域(市町村)

対象品目を生産する全市町村

d 採取時期及び採取点数

出荷の概ね3日前に検体を採取し、放射性セシウム濃度を検査し、出荷の可否を判断する。

採取点数は、昭和38年1月1日現在の旧市町村単位に各1点以上とし、作付面積5ha毎に1点以上を追加する。当該品目から50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域においては、最終的に市町村毎に3検体以上を検査する。

(ウ)試料の採取にあたっては、作型や出荷時期等を考慮する。

エ 月別採取計画(4~6月)

別表のとおり。

(3) 果実

ア 対象品目

(ア) 青果物価格補償の対象品目など市場流通の多い品目。

イチジク、カキ、スモモ、西洋ナシ、日本ナシ、ブドウ、モモ、リンゴ

(イ) (ア)のほか、摂取量の多い品目や本県の主力品目

オウトウ、ネクタリン 等

(ウ) 出荷制限品目や平成23年度の検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目

キウイフルーツ、ギンナン、クリ、ビワ、ブルーベリー、ミカン、ユズ 等

(エ) (ア)~(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

果実については、対象となる品目の出荷時期に原則として毎週2回検査を行う。

ウ 検査対象市町村等の設定

野菜・特産に準じて実施する。

なお、採取点数については、以下のとおりとし、試料の採取にあたっては、品種の切り替わりや出荷時期等を考慮する。

(ア)事前確認検査

採取点数は、昭和38年1月1日現在の旧市町村単位に各2点以上とし、作付面積10ha毎に1点以上を追加する。なお、別紙1の下段の市町村のうち、平成23年度の検査結果が100Bq/kgを超えなかった市町村においては、市町村単位で、原則、3点以上とする。

(イ) 一般検査

採取点数は、昭和38年1月1日現在の旧市町村単位に各1点以上とし、作付面積20ha毎に1点以上を追加する。当該品目から50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域においては、最終的に市町村毎に3検体以上を検査する。

エ 月別採取計画(4~6月)

別表のとおり。

(4) 畜産

ア 対象品目

(ア) 原乳

(イ) 肉類(牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、羊肉)

(ウ) 鶏卵

(エ) はちみつ

(オ) 飼料作物

牧草、単年生飼料作物、稲ホールクロップサイレージ(WCS)、飼料用米、稲わら等

(カ) (ア)~(オ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度、採取方法及び採取点数

(ア) 原乳は、原則として毎週1回検査を行い、CS(クーラーステーション)または乳業工場毎に均一となる方法で採取する。

(イ) 肉類のうち牛肉については、原則として週5回検査を行い、(株)福島県食品流通センターにおいて出荷する全頭分の検体を採取する。

なお、県外と畜場に出荷された牛肉については、検査を依頼している分析機関において検査を実施する(緊急時環境放射線モニタリングの対象外として実施する)。

また、豚肉・鶏肉については、原則として毎月2回以上、馬肉、羊肉については必要に応じて検査を行い、食肉処理場から検体を採取する。

(ウ) 鶏卵は、原則として毎月1回以上検査を行い、養鶏場またはGPセンター毎に1点以上を採取する。

(エ) はちみつは、出荷時期に必要なに応じて検査を行い、ミツバチを飼育している市町村毎に1点以上を採取する。

(オ) 飼料作物は、原則として収穫期間に週1回検査を行うこととし、その種類毎の採取方法等は、以下のとおりとする。

a 牧草は、原則として一地域内から5点以上を収穫物から採取し検査を行う。暫定許容値を超過した地域は、昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに5点以上を採取して調査を行う。

また、除染(草地更新)を行った牧草地については、農家ごとに収穫物から採取して検査を行う。

b 単年生飼料作物は、利用が計画されている市町村を対象に区域を設定し、収穫適期の1週間前以降に各区域毎に5点以上を採取する。

c 稲WCS、稲わらは、関係省庁と協議し別途決定する。

ウ 月別採取計画(4~6月)

別表のとおり。

(5) きのこと・山菜類

ア 対象品目

(ア) 栽培きのこ

しいたけ、なめこ、まいたけ、えのきたけ、エリンギ等

(イ) 野生きのこ

マツタケ、チチタケ、ウラベニホテイシメジ、ホンシメジ 等

(ウ) 山菜・樹実類

うど、おおばぎぼうし(うるい)、うわばみそう、くさそてつ(こごみ)、
こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらめ、ふき、ふきのとう、
みやまいらくさ(あいこ)、わらび、もみじがさ(しどけ)
くり、くるみ、ぎんなん 等

(I) (ア)~(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

(ア) 栽培きのこは、週1回以上検査を行う。野生きのこは発生初期から週1回以上検査を行う。

(イ) 自生の山菜・樹実類は、発生初期から週1回以上検査を行う。栽培する山菜・樹実類は、野菜・特産・果樹に準じて検査を行う。

ウ 採取点数

(ア) 市町村毎に1点以上を採取する。

(イ) 出荷等制限品目については、1市町村毎に3点以上を採取する。

エ 月別採取計画(4~6月)

別表のとおり。

(6) 水産物

ア 対象品目

(ア) 海産物

漁業種類毎の対象品目

a 底びき網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル・ソイ・カサゴ類、甲殻類、イカ・タコ類、
貝類 等

b 固定式さし網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル類、スズキ、シロザケ 等

c 船びき網漁業

コウナゴ、イカナゴ、シラス、サヨリ、シラウオ類 等

d カゴ漁業

タコ類 等

e 貝桁網漁業

ホッキガイ

f 釣り漁業

メバル類、メジマグロ、ブリ類、マダラ 等

g 潜水漁業

アワビ、ウニ、海藻 等

h その他の漁業

カツオ、サンマ、サバ類、アサリ、ヒトエグサ 等

(イ) 淡水魚等

a 河川・湖沼に生息するもの

アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ、モクスガニ 等

b 養殖業の対象魚種

イワナ、ヤマメ、ニジマス、会津ユキマス、アユ、食用ゴイ 等。

(ウ) (ア)(イ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

水産物について、次項に定める点数を原則として採取期間中毎週 1 回以上検査を行う。

ウ 採取方法及び採取点数

(ア) 水産試験場調査船によるサンプリング調査を相双海域、いわき海域で相互に採取し、毎週 1 回採取する(概ね 20 点程)。

(イ) いわき海域、相双海域で漁船により週 1 回採取する(概ね 80 点)。

(ウ) 養殖魚については、該当する市町村毎・魚種毎に月 1 回採取する(週 5 点)。

(エ) 河川、湖沼生息魚については、解禁前、漁期中に各漁場で主な魚種について調査を行う(概ね週 15 点)。

エ 月別採取計画(4～6月)

別表のとおり。

別紙 1

地域区分	品 目	市 町 村
<p>特定避難勧奨地点を含む一定の区域及び環境放射線モニタリング詳細調査が実施された区域</p>	<p>全品目</p>	<p>福島市、郡山市、いわき市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、川内村、新地町 (計9市町村)</p>
<p>100 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された品目の生産がある地域</p>	<p>野菜:チンゲンサイ、カブ、シソ(実)、エゴマ、畑ワサビ(根)、葉ワサビ、ワサビ(根)セリ、ミョウガ、ラッキョウ、オヤマボクチ、フキノトウ、タラノメ 果実:ミカン、ユズ、カボス、スダチ、ビワ、カキ、モモ、ウメ、スモモ、ブドウ、ブルーベリー、キウイフルーツ、クリ、ギンナン、イチジク、ザクロ、カリン、ポポー</p>	<p>全市町村</p>

(別表)

平成24年度 月別モニタリング計画(4~6月)

平成24年4月23日現在
福島県農林水産部

品目	4月	5月	6月	合計
穀類 計	0	0	0	0
米	-	-	-	0
大豆	-	-	-	0
麦類	-	-	-	0
その他	-	-	-	0
野菜	1,000	1,000	900	2,900
果樹	-	100	200	300
畜産 計	885	1,135	1,120	3,140
原乳	45	45	40	130
鶏卵	30	30	30	90
肉類	750	750	820	2,320
飼料作物	60	310	230	600
きのこ・山菜類	200	200	200	600
水産物	480	480	480	1,440
海産物	400	400	400	1,200
内水面	80	80	80	240
合計	2,565	2,915	2,900	8,380

「野生鳥獣の肉類の放射性物質検査」 検査計画

(平成24年度 第1四半期)

平成24年4月
福島県自然保護課

1 目的

野生鳥獣の放射性核種の濃度測定調査を実施し、県民の生活環境の安全・安心を確保する。

2 調査対象区域・調査種・サンプル数

県内(避難指示区域を除く)7方部において、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カモ類について、四半期当たりそれぞれ下表のサンプル数を目安として調査を行う。

調査対象種	区分	方部別検査計画								区分別計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計	
イノシシ	大型獣	6	6	6	2	2	6	6	34	56
ツキノワグマ	大型獣	2	2	2	3	3	0	0	12	
ニホンジカ	大型獣	2	2	2	2	2	0	0	10	
キジ・ヤマドリ	大型獣以外	3	3	3	3	3	3	3	21	42
カモ類	大型獣以外	3	3	3	3	3	3	3	21	
計		16	16	16	13	13	12	12	98	98

3 調査期間・方法

平成24年4月～平成25年3月

(1) 狩猟期前(～11月14日)

狩猟期前は、月に1回程度調査する。

イノシシ、ツキノワグマの捕獲は有害捕獲による。

鳥類の捕獲は調査捕獲による。

(2) 狩猟解禁後(11月15日～)

狩猟解禁後は2週間に1回程度調査する。

なお、狩猟による捕獲も含めて調査する。

4 調査項目

捕獲個体全ての捕獲位置、筋肉組織などの放射性核種の濃度を測定する。

捕獲状況に応じ、体表面の放射線量、捕獲位置空間放射線量を測定する。

平成24年度加工食品等の放射性物質検査計画（第1四半期）

平成24年4月1日
福島県食品生活衛生課

1 目的

平成24年4月1日より、食品中の放射性物質の新基準値が適用されることから、平成23年度に実施してきた加工食品等の放射性物質検査の強化充実を図り、新基準値を超過した加工食品の流通を未然に防止することにより食品の安全を確保し、以て県民の健康被害を未然に防止することを目的とする。

2 検体採取及び検査機関

- (1) 検体採取公所：県の各保健所（県北、県中、県南、会津、南会津及び相双）
- (2) 検査機関：福島県衛生研究所（検査機器：ゲルマニウム半導体検出器）

3 検査対象食品

- (1) 県産及び周辺自治体の農林水産物並びに山野草を原材料とする加工食品であって、製造工程に乾燥、脱水及び加熱等の工程が含まれることにより、原材料由来の放射性物質が濃縮される可能性のある食品
 - 1) 野菜・果実・山野草等の粉末・乾燥食品
 - 2) 野菜果実等の清涼飲料水
 - 3) ジャム類
 - 4) 缶詰・瓶詰食品
 - 5) 魚介類乾製品
 - 6) 漬物類
 - 7) 食用油脂類
 - 8) その他これらに類する食品
- (2) 屋外での乾燥工程を有する加工食品
 - 1) 凍み豆腐
 - 2) あんぽ柿・干し柿
 - 3) 凍み餅
 - 4) 魚介類干物
 - 5) その他これらに類する食品
- (3) 稲わら、笹葉及び柏葉等を容器包装として使用する食品
 - 1) わら納豆
 - 2) 笹だんご
 - 3) 柏餅
 - 4) その他これらに類する食品
- (4) その他
 - 1) 牛乳・乳製品
 - 2) 乳児用食品
 - 3) 県内に流通する県内産及び県外産の野菜・果実・食肉等
 - 4) その他検査を実施する必要性が認められる食品

4 重点検査対象食品

平成23年度に実施した加工食品等の放射性物質検査の結果、新基準値（一般食品で100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが確認された以下に示す食品を重点検査対象食品とする。

- (1) 乾燥野菜類（切干し大根、凍み大根、いもがら等）
- (2) 乾燥果実類（あんぽ柿、干し柿、柿チップ、洋梨チップ、りんごチップ、干し梅等）
- (3) 乾燥きのこ類（乾しいたけ、乾燥きくらげ等）
- (4) 乾燥山菜類（干しぜんまい、干しわらび等）
- (5) 乾燥山野草（乾燥ドクダミ、乾燥メグスリの木、オヤマボクチ等）
- (6) 茶葉（桑葉茶、杜仲茶、にがうり茶、野草茶等）
- (7) 漬物（梅干し）

5 検体採取方法

食品衛生法第28条第1項の規定に基づく収去とし、県の各保健所が管内の製造・加工所、小売店等から採取する。

6 採取予定検体数

平成24年4月～6月の各保健所の採取予定検体数は下記のとおり。

公所名	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	合計
検体数	340	225	225	290	55	115	1250